

平成16年6月2日
農 林 水 産 省

G 1 0 共同ペーパーの概要

1．市場アクセス

- ・ 実質的な市場アクセスの改善にコミット。UR合意の実施の経験から、UR方式が農産品の実質的な市場アクセスの改善に貢献したことが実証。
- ・ しかしながら、我々の懸念とセンシティビティに適切に配慮がなされることを条件に、様々な関税削減方式を議論する用意。ブレンド方式については、少なくともUR方式が主要な構成要素となる形で、UR方式の要素とスイス方式の要素とのバランスが確保される必要。いわゆる階層方式を検討する用意。
- ・ 非貿易的関心事項への適切な配慮のためには、柔軟性確保が不可欠。上限関税及び関税割当の一律拡大義務付けは柔軟性に欠けるため反対。センシティブ品目については、最低限の関税削減のみが課されるべき。
- ・ 以上のような我々のセンシティビティと懸念に適切に配慮がなされれば、関税割当の約束を個別に議論する余地。
- ・ 特に特別セーフガードにおけるWTO規律の改善は、加盟国が実質的な市場アクセスをコミットすることを容易にする。

2．国内支持

- ・ より貿易歪曲的な措置は、より大幅に削減すべき。我々は、より貿易歪曲性の低い措置への移行を積極的に推進。
- ・ 特に輸出補助金と同等の効果を有する黄の政策は大幅に削減すべき。
- ・ 非貿易的関心事項を保証するために重要な緑の政策については、現行規律を維持すべき。透明性の確保の観点からのモニタリングについては議論の余地。緑の政策には、量的規律を課すべきではない。
- ・ 青の政策については、規律強化及び基準について議論する用意。しかしながら、青の政策の枠組みは、改革の継続性の確保、非貿易歪曲的な措置への円滑な移行を促進するために必要。

3．輸出競争

- ・ 全ての形態の輸出補助金を段階的に撤廃していくべき。この場合、（１）市場アクセス、国内支持、非貿易的関心事項の分野における我々の関心に配慮がなされることと、（２）全ての形態の輸出補助金（輸出信用、食料援助、輸出国家貿易を含む）についてのフル・パラレリズムが必要。このため、全ての形態の輸出補助金に対する同等の規律を確立するための技術的作業を早急に行うべき。また、輸出競争の分野における改革は、後発開発途上国及び食料純輸入開発途上国の利益を保証するものであることが必要。

4．S & D

- ・ 開発途上国の懸念は、特別品目（SP）、特別セーフガード（SSM）及び削減率、実施期間、係数等の差別化により、適切に対応すべき。
- ・ 特惠マージンの重要性に配慮すべき。

5．非貿易的関心事項

- ・ 非貿易的関心事項は、市場アクセス及び国内支持のみならず、規則及び規律の改善の分野においても配慮されるべき。

連絡先：

大臣官房国際部国際経済課

橋本（内 6 6 5 1）

直通 3 5 0 2 - 0 8 9 7